

# 第 24 回神戸新開地ジャズヴォーカルクィーンコンテスト 企画運営業務仕様書

## 1. 委託業務名

第 24 回神戸新開地ジャズヴォーカルクィーンコンテスト企画運営業務

## 2. 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月末まで。ただし、事業者の提案内容によることとする。

## 3. 趣旨

新開地アートビレッジ構想を推進するとともに、「育ち・ふれあうアートのまち」による新しい地域文化振興策実現のため、新開地ミュージックストリート（SMS 事業）の核である「第 24 回神戸新開地ジャズヴォーカルクィーンコンテスト」事業の企画運営業務を実施する事業者を募集する。

## 4. スケジュール

(1) 公募開始	令和 6 年 10 月 28 日（月）
(2) 質問の受付	令和 6 年 10 月 28 日（月）～11 月 6 日（水）
(3) 質問への回答	令和 6 年 11 月 8 日（金）（予定）
(4) 応募受付期間	令和 6 年 10 月 28 日（月）～11 月 18 日（月）
(5) プレゼンテーション・審査	令和 6 年 11 月下旬（予定）
(6) 委託候補業者決定・契約	令和 6 年 12 月上旬（予定）
(7) コンテスト本選	令和 7 年 5 月 10 日（土）

## 5. 本選会場

新開地アートひろば 2F ホール（神戸市兵庫区新開地 5 丁目 3-14）

## 6. 委託業務の執行体制（適正な人員配置）の確保

受託者は、本件委託業務を適正に執行するために必要な人員を配置し、正副の責任者を明らかにすること。

## 7. 委託業務内容

### (1) 開催準備及び一次審査等準備の全体統括・調整業務

- ① 本選開催及び準備計画の策定・実施
- ② 事業全体統括及び新開地ミュージックストリート(以下、SMS)実行委員会並びに事務局との連絡調整
- ③ 一次審査並びに本選審査における審査員の選定および審査員への就任依頼等調整  
SMS 実行委員会等と事前に協議のうえ、選定すること。  
特に本選審査員は、ジャズに精通しており、出場者にヴォーカル技術等のアドバイスを含む審査コメントができる方を選定すること。
- ④ 本選出場者の選考  
シアトル-神戸女性ジャズボーカリストオーディションの一般の部、高校の部のグランプリ各 1 名に本選のゲスト出演の機会を設けること。

### (2) 出場者募集（一次選考）応募受付業務

- ① 出場者募集資料の作成及び応募促進策の検討・実施
- ② 郵送及びWEBでの申込受付
- ③ エントリー代徴収業務
- ④ 応募者の個人情報管理

### (3) 広報業務

- ① 広報計画作成業務
- ② 当コンテストへの出演者の募集告知の具体案
- ③ 上記募集のための、HP作成・管理運営業務及び募集チラシの作成・配付
- ④ 新聞や音楽系雑誌等広告掲載業務（前売券発売告知は必ず含むこと。）
- ⑤ SNSのコンテンツの立案およびタイムリーな広報施策の推進
- ⑥ その他、応募促進策の推進
- ⑦ コンテスト受賞者の当日映像HP掲載業務（編集作業・YouTube等の活用含む。）

### (4) 本選当日運営業務

- ① 運営計画作成・実施・会場設営・撤去並びに進行台本作成  
前回（第23回）クイーンの出演機会を設けること
- ② 司会者並びに伴奏演奏者（トリオ）の選定  
伴奏演奏者は2組以内とすることとし、公平性を担保するために技術面などについて考慮すること。
- ③ 伴奏演奏者が使用するピアノ等楽器の用意
- ④ 各種、賞の選定・準備。  
賞品・他のライブ等への出演権等、下記(5)①②を踏まえて提案すること。  
なお、グランプリに対するトロフィーは必須とし、SMS実行委員会と調整のうえ決定すること。
- ⑤ 本選のインターネット等への映像撮影放送
- ⑥ 会場収容数を超える観客への対応（パブリックビューイング等）
- ⑦ オープニング・エンディングセレモニー
- ⑧ SMS実行委員会と出演者との交流会の企画実施  
全体の運営が、新開地の活性化、新開地音楽祭との連携、神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテストのクオリティ向上に繋がるように努めること。

### (5) その他業務

- ① クイーンほか各入賞者への演奏機会の提供  
受賞者の活動機会の創出のため、必要に応じて交通・宿泊費等を支給して神戸や新開地での演奏機会を提供すること。その際、神戸および新開地の名を広めていけるような企画としてください。なおクイーンには、シアトルでの演奏機会を提供すること。
- ② シアトル-神戸女性ジャズボーカリストオーディションの一般の部、高校の部のグランプリ各1名の滞在の連絡調整。
- ③ その他、神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテストの魅力発信及び新開地音楽祭との連携により新開地の賑わいづくりに繋がる企画の実施
- ④ 神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテスト業務完了報告書並びに経費内訳等を含めた決算報告書の作成
- ⑤ 入場チケットの販売ならびに当日券販売及び入場整理業務（当日の整理番号付前売券の入場整理含む。）  
前売券については、整理番号付前売券（180枚程度）を販売し、オンライン販売を含め、広く購入の機会を提供すること。
- ⑥ 本選の写真撮影及び映像作成のデータ納品  
その他、本事業の推進・発展および効果的な予算活用に寄与すると考えられるアイデア等があれば積極的に提案すること。

## 8. 実行委員会等との定例的な打ち合わせ及び報告

受託者は、必要に応じて実行委員会に進捗を報告するとともに、実行委員会から協議の要請があれば、速やかに応じるものとする。また、本選会場となる新開地アートひろばとの連絡調整を行うこと。

## 9. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として実行委員会に帰属します（写真・映像も含む）。

### (2) 秘密保持

- ① 本業務に関して、受託者から実行委員会に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ② 本業務に関して、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用することはできない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た実行委員会及び事業者等の業務上の秘密を保持する義務を負う。
- ④ 受託者は、本業務において個人情報を取り扱う際には、別添「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

## 10. 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、実行委員会の承諾を得ること。

## 11. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、実行委員会と協議して対応を定めるものとする。

## 情報セキュリティ遵守特記事項

(趣旨)

第1条 この契約で定める情報セキュリティ遵守特記事項（以下「特記事項」という。）は、次の各号の契約（以下、「委託契約等」という。）の約款の特記条項として、個人情報を取り扱う業務又はネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（ただし、業務遂行のための連絡用ツールとしてクラウドサービス等の外部サービスを利用する場合は除く。以下「情報処理業務」という。）の委託契約等に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

- (1) 物品売買契約
- (2) 物品賃貸借契約
- (3) 製造その他請負契約
- (4) 委託契約（企業会計も含む）

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

- (2) 特定個人情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

- (3) 第1号及び前号以外の秘密等に係る情報

法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、部外に知られることが適当でない法人その他の団体に関する情報及び部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある情報をいう。

- (4) 重要情報

第1号から前号までに規定する情報及び神戸市（以下「甲」という。）が指定する情報をいう。

- (5) 情報

重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 この契約により甲から業務を受託または請負し情報を取り扱う者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号）、神戸市会の個人情報の保護に関する条例（令和5年2月条例第18号）、神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月規則第1号）及び神戸市情報セキュリティポリシーその他関係法令を遵守し、この契約による業務（以下「委託業務等」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、委託業務等を履行するため

に必要な情報の取扱いにあたっては、甲の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、委託業務等を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、委託業務等を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (管理体制の整備等)

第4条 乙は、情報の適正な管理を実施する者として業務責任者を選定して管理組織を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱い内容を規定しなければならない。

2 乙は、前項に定める管理体制を書面により速やかに甲に通知しなければならない。管理体制を変更するときも同様とする。

3 乙は、情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第5条 乙は、乙の業務責任者に、乙の従業員その他委託業務等に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、委託業務等を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、並びに委託業務等に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督を行わせなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (教育の実施)

第6条 乙は、乙の業務責任者及び従事者に対し、委託業務等に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務等の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

#### (作業場所及び従事者の届出)

第7条 乙は、委託業務等に関する仕様書において委託業務等の履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも同様とする。

2 乙は、委託業務等を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の所属（特定個人情報を取り扱う場合は従事者の氏名及び役職も必要）その他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更するときも同様とする。

#### (収集の制限)

第8条 乙は、委託業務等を履行するにあたって情報を収集するときは、委託業務等を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、委託業務等を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務等を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、委託業務等を履行するにあたって甲から貸与された重要情報が記載又は記録された文書及び資料その他ファイル等を、甲の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(重要情報の管理)

第11条 乙は、委託業務等に関する重要情報を安全に管理するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならないときは、甲の承諾を得たうえで、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。
- (2) 重要情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要情報が格納された電子計算機又は電磁的記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電磁的記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルス定義ファイルへの更新を行うこと。

(再委託先等の監督等)

第12条 乙は、委託業務等を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に再委託または下請負（以下「再委託等」という。）する場合、当該再委託等を受ける者（以下「再委託先等」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先等の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先等との契約（以下「再委託契約等」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、第2項の再委託等を行う場合、再委託契約等において、再委託先等が委託契約約款及び製造その他請負契約約款並びに特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託先等に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、第2項の再委託等を行った場合、再委託先等による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先等に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託等（以下「再々委託等」という。）により第三者（以下「再々委託先等」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先等と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て重要情報を取り扱う業務を

再々委託等する場合について準用する。

(提供文書等の返還及び廃棄等)

第13条 乙は、委託業務等を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが格納された電磁的記録媒体（以下「ファイル等」という。）の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、ファイル等からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、甲は、職員による立ち会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実に行わなければならない。

3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機（以下「機器」という。）に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、機器からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、甲は、職員による立ち会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実に行わなければならない。

(報告及び検査)

第14条 甲は、乙に対し、納品検査時に委託業務等に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況についての報告書を提出させなければならない。又、必要があると認めるときは、検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務等である情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

第15条 乙は、甲の提供した情報並びに乙、再委託先等又は再々委託先等が委託業務等の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。

(2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 乙は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対してこの契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務等を履行するために乙、再委託先等又は再々委託先等が取り扱う重要情報について、乙、再委託先等又は再々委託先等の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損又は改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務等の目的を達成することができないと認められるとき。